

○日の出町未来わくわく支援金の支給に関する条例

令和4年11月30日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、子育て世帯に対し未来わくわく支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、こどもが安全かつ健やかに成長することを願い、将来、日の出町の発展の原動力となることを期待して、こどもにやさしい町の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、日の出町（以下「町」という。）に引き続き1年居住し、かつ、同期間住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、町の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）されている者で、次の各号の要件のいずれかを満たすものをいう。

(1) こどもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしないこどもを監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、保護者が共にこどもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、いずれかこどもの生計を維持する程度の高い者を保護者とみなす。

(対象者)

第3条 支援金は、支給要件となるこどもと同居している保護者に支給する。ただし、やむを得ない事情により保護者及びこどもが町に住民登録することができないことを証明し、又は確認することができる官公庁の書類が提出された場合は、住民登録があるものと認定することができる。

(受給資格の認定)

第4条 対象者は、支援金の支給を受けようとするときは、日の出町長（以下「町長」という。）に申請し、前条に規定する受給資格の認定を受けなければならない。ただし、同意事項に承諾のない者は、受給資格を有する者として認定しないものとする。

2 町長は、前項の認定をしたときは、その旨を受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

(支援金の額等)

第5条 支援金は、こども1人につき月額5,000円とし、月を単位として支給するものとする。

(届出義務)

第6条 受給者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(令和6条例24・旧第7条繰上)

(支給の停止)

第7条 町長は、受給者又はその配偶者が、日の出町町税賦課徴収条例（昭和37年日の出村条例第3号）の規定に基づき課税された町税、日の出町国民健康保険税条例（昭和30年日の出村条例第5号）の規定に基づき課税された国民健康保険税、日の出町学童クラブの設置及び運営に関する条例（平成30年日の出町条例第18号）の規定に基づき徴収される育成料、日の出町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（令和元年日の出町規則第9号）の規定に基づき徴収される利用者負担額又は日の出町学校給食費の会計処理に関する規則（平成14年日の出町教委規則第7号）の規定に基づき徴収される学校給食費に滞納がある場合は、当該受給者に対する支援金の支給を停止する。

2 前項に規定する滞納とみなす判定期間は、毎年6月1日を基準とし前年度

賦課以前に加え、各期支給時点における現年度とする。ただし、全ての滞納が解消したことが確認できた場合、次期支給時に現年度分の停止期間相当分を加算して支払うものとする。

(令和5条例1・一部改正、令和6条例24・旧第8条繰上・一部改正)

(虚偽の申請に係る認定の取消し等)

第8条 町長は、虚偽の申請があったと認める場合は、当該申請に対する認定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があるときは、町長は、受給額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(令和6条例24・旧第9条繰上)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(令和6条例24・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年度における支援金の額の特例)

2 令和5年度に限り、第5条の規定の適用については、同条中「月額5,000円」とあるのは、「月額7,000円」とする。

(検証)

3 この条例の施行後、社会経済状況の変化を勘案し、3年後を基準として、支援金の支給についての検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(日の出町こども・青少年育成基本条例の廃止)

4 日の出町こども・青少年育成基本条例(平成17年日の出町条例第14号)は、

廃止する。

(準備行為)

- 5 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和5年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年8月30日条例第24号）

この条例は、令和6年12月1日から施行する。